

令和4年度

第7回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第7回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日（金）午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4件

議案第3号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第4号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	2件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	16件
報告第2号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件
報告第3号	令和4年度農地利用状況調査結果について	

6. 農業委員会事務局職員

局長	藤城 久保
次長	舘野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主査	大山 幹夫
主任	地村 環
書記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第7回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

議 長	議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は2件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和4年9月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は122平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸調剤薬局を建築するものでございます。</p> <p>続きまして3、4ページをお願いいたします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和4年9月22日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は948平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、

<p>議 長</p>	<p>現地調査は、令和4年9月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、北国分駅の南側、おおむね400メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺への影響ですが、申請地の周囲には農地はありません。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、汚水、雑排水は浄化槽で処理し、雨水と併せて北側道路側溝へ放流するものでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>(2)の申請地は、高谷中学校の北側、おおむね50メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺への影響ですが、申請地の周囲には農地はありません。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧、砂利敷きにし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>駐車台数につきましては、4tトラック12台を予定し、資材は配送用のゲージを置くとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
------------	--

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>申請地に隣接する整形外科より、調剤薬局を設置してほしい旨の要望があったことから申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を借入金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、周りに農地はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和4年11月15日に着工し、完了は、令和5年1月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>(2)の申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>一般貨物運送事業を営む法人が事業拡大に伴い車両増車の予定があり、申請地を駐車場として利用したい旨の要望が申請人になされたことから申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、周りに農地はありません。</p>

	<p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>

議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、4件でございます。</p> <p>議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1) の申請受付日は令和4年9月21日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は97平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場及び車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして7、8ページをお願いします。</p> <p>(2) の申請受付日は、令和4年9月21日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は2,320平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして9、10ページをお願いいたします。</p> <p>(3) (4) は関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年9月22日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は3,160平方メートル、外1筆で、合計面積は3,489平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地38区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきますして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和4年9月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、市川南ICの南側おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが鋼板塀を設置し、土砂流出防止を行います。また、整地転圧の上、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>申請地につきますしては、資材置場及び車両置場として、軽トラックや3tダンプ等合計3台、資材は単管パイプを置く予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(2)の申請地は、市立市川考古博物館の東側おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周辺に農地はありません。</p> <p>申請地につきますしては、資材置場として、碎石や鉄板等の建設資材、廃材の一時置場、建設重機などを置く予定としております。</p>

	<p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(3)(4)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、柏井公民館の西側おおむね550メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、境界付近に間知ブロック擁壁及びコンクリート製L型擁壁等を設置して土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水・雑排水については合併浄化槽にて処理、雨水については宅地内にて一時貯留し、流出抑制の上、併せて道路側溝に放流します。</p> <p>申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地38区画として、専用住宅を建築することを予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、浦安市に本店を置き、主に造園事業を営む法人です。現在使用している資材置場及び車両置場が江戸川第一終末処理場の建設</p>

地となり、使用できなくなるため、代替地を探していたところ、申請地が利便性の観点から都合が良いと考え、申請に至ったとのこと。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後 15 日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして (2) の譲受人は、松戸市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

現在使用している資材置場が手狭になったことで本社に近い土地を探していたところ、申請地は、東京外環自動車道にも近く、アクセス面において優れていることから今回の申請に至ったとのこと。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、周りに農地はありません。

工事の予定につきましては、令和 4 年 1 月 14 日に着工し、完了は令和 4 年 1 月 15 日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして (3) (4) は関連しておりますので、一括してご説明いたし

	<p>ます。</p> <p>譲受人は、東京都杉並区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地の周囲には住宅等があり、住環境として最適であることから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年12月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>各 委 員</p>	<p>よって、議案第2号（1）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（2）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（2）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、（3）及び（4）は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（3）及び（4）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（3）及び（4）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局長。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年9月21日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で、地目が畑、面積は30平方メートル、外2筆、合計面積は254平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請なされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」</p> <p>現地調査は、令和4年9月30日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市消防局北消防署の南東側、約250メートルに位置しております。</p> <p>申請地は庭として使用されており、昭和58年頃に申請地の隣にて申請者が住む分家住宅が建築され、これと同時に庭として一体的に使用され、現在にまで至ったものです。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に</p>

	<p>至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思われます。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることを、航空写真により確認しました。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、令和4年9月6日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について</p>

各 委 員	て)、証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。
事 務 局 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により証明相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
議 長	次に、議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は2件でございます。 議案の13、14ページをお願いいたします。 (1)の申請は、令和4年9月21日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。 申請地は中国分で、地目は畑、面積は991平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域でございます。 続きまして15～17ページをお願いいたします。 (2)の申請は、令和4年9月21日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規定等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。 申請地は曾谷で、3カ所ございますが、近接しておりますので一括してご説明いたします。地目は田及び畑、面積は484平方メートル、外6筆、合

<p>議 長</p>	<p>計面積は、3,593平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、 現地調査は、令和4年9月30日に農地調査班第3班の委員と区域4及び5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は西部公民館の東側、概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。区画数について、14区画とし、一区画当たり66平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>(2)の申請地は百合台小学校の北側50メートル及び東側、概ね150メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。区画数については、3か所の合計は57区画とし、一区画当たり31.5平方メートルから62平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影</p>

<p>議 長</p>	<p>響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(1)の申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり2万円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、看板設置による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p>

	<p>た。</p> <p>(2)の申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としまして、貸付期間は1年、一区画当たり10,800円から41,040円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、看板設置による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。
各委員	ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。
各委員	お諮りいたします。
各委員	議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、(1)について、承認することと決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(1)は、全会一致で承認することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、(2)について、承認することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(2)は、全会一致で承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年9月16日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に</p>

	<p>付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席2番の委員。
議席2番の委員	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年9月29日に第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市立下貝塚中学校、北西側に位置した樹園地2筆、面積996平方メートルで、主に申出人の母が農業に従事していましたが、令和元年6月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により、証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、16件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年9月2日から9月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、6件、7筆、3,485.63平方メートル、第5条の届出は、10件、18筆、5,280.97平方メートルで、第4条と第5条の合計は、16件、25筆、転用面積は、8,766.60平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、22ページから25ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年9月20日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第3号「令和4年度農地利用状況調査結果について」、事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第3号</p> <p>「令和4年度農地利用状況調査結果について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の29ページをお願いいたします。</p> <p>本年9月8日から9月16日まで、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農地利用状況調査を実施いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告第3号「別冊」の1ページをご覧ください。</p> <p>遊休農地と判断されたA地区からF地区の合計は、 228筆、131,947平方メートルでございます。</p> <p>続きまして2ページをお願いいたします。</p> <p>前年と比較して、 増となった遊休農地は、52筆、41,068平方メートル、 減となった遊休農地は、13筆、6,487平方メートルで、 合計は、39筆、34,581平方メートルの増となりました。</p> <p>詳細につきましては、次ページ以降をご覧ください。</p> <p>続きまして、13ページをお願いいたします。</p> <p>この結果を踏まえ、農地法第32条第1項により遊休農地所有者115名 に対し、利用意向調査を10月3日付けで発送いたしました。</p> <p>通知文等につきましては、配付資料のとおりです。</p> <p>今後、この調査の回答等により追跡調査を行ってまいります。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
------------	---